

佐賀県規則第41号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(同居親族要件を適用しない入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項 <u>（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）</u> に規定する被害者で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 略</p> <p>(9)・(10) 略</p> | <p>(同居親族要件を適用しない入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する<u>特定関係者</u>で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 略</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p><u>(11) 県内に所在する大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）又は専修学校の専門課程（同法第125条第1項に規定する専門課程をいう。）に在学する者</u></p> <p><u>(12) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び同法第22条第2項（同法第</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|-------|--|
| 2・3 略 | <p data-bbox="1182 256 2029 411"><u>22条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条から第5条までに規定する特別永住者</u></p> <p data-bbox="1131 427 1279 456">2・3 略</p> |

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条の2第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。